

# 秋田県公報

## 目 次

### 告 示

○開発行為に関する工事の完了(二六二・秋田地域振興局建設部)……………1

### 公 告

○土地改良区の定款変更の認可(北秋田地域振興局農林部)……………1  
取用委員会告示  
○取用の裁決手続の開始の決定(五)……………1

## 告 示

### 秋田県告示第二百六十二号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第二項の規定により平成二十年三月二十六日付け指令秋建一二一九十四で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第三十六条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。  
平成二十年六月三日

一 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
秋田県知事 寺 田 典 城

秋田市金足黒川一番地

株式会社東環 代表取締役 渡 邊 忠 隆

二 開発区域に含まれる地域の名称

南秋田郡井川町寺沢字綱木沢百五十六番一、百五十七番一、百五十七番二、百五十八番、百五十九番三、百五十九番四、百五十九番五、百五十九番六、百五十九番八、百五十六番一 地先道路

## 公 告

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項

の規定により、田代町土地改良区から申請があった定款変更について、平成二十年五月二十七日認可したので、同条第三項の規定に基づき、公告する。  
平成二十年六月三日  
秋田県知事 寺 田 典 城

## 取用委員会告示

### 秋田県取用委員会告示第五号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第四十五条の規定により、取用の裁決手続の開始を決定したので、公告する。  
平成二十年六月三日

秋田県取用委員会会長 豊 口 祐 一

一 起業者の名称

国土交通大臣 冬 柴 鐵 三

右代理人 東北地方整備局長 久保田 勝

二 事業の種類

一級河川米代川水系小又川森吉山ダム建設工事及びこれに伴う市道代替工事

三 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積

土地の所在	地 番	地 目
秋田県北秋田市森吉字二重鳥	九十七番	原 野

地 積 (平方メートル)	取用しようとする土地の面積(平方メートル)
登記簿上 九五八・〇〇	実 測 八二四・〇九
	八二四・〇九

土地の所在	地 番	公 簿	地 目

秋田県北秋田市森吉字二重鳥	九十八番	畑
---------------	------	---

地 積 (平方メートル)	実 測	取用しようとする土地の面積(平方メートル)
登記簿上 四三三・〇〇	五七七・九〇	五七七・九〇

四 土地所有者の氏名及び住所

高田キクエ 持分四五分の三

秋田県北秋田市小又字堂ノ下二十番地二 庄司和 持分五四〇分の三

千葉県千葉市若葉区千城台東二丁目十三番八十五号 熊谷喜美子 持分五四〇分の一

北海道赤平市若木町西一丁目八番地先 常陸美代子 持分五四〇分の一

千葉県市原市辰巳台東一丁目八番地一 庄司京子 持分五四〇分の一

千葉県四街道市栗山千五十四番地百三十七 森田ツヤ 持分二〇分の一

住所不明 ただし、住民登録上の住所は北海道石狩市厚田区厚田十一番地二十二

国土交通省 持分三六〇分の三二九

東京都千代田区霞が関二丁目一番三号

五 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

なし

六 裁決手続の開始を決定した日

平成二十年五月二十一日

発行者 秋田県  
秋田市山王四丁目一番一号  
購読料金 一月三千六百七十五円(税込)

印刷者 秋田県  
秋田市山王七丁目五番二十九号  
株式会社松原印刷社  
電話(082)8766 FAX(082)8766  
E-mail:matsubara@matsubara-insatsu.co.jp  
秋田市山王七丁目五番二十九号  
松原繁雄